

## 資格確認書について

資格確認書は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が医療機関等において提示することで、保険診療扱いで病気やケガなどについての診療、投薬、入院治療などを受ける場合に必要となる資格確認用のカードです。下記内容を必ずご確認ください、適切にご使用ください。

### ○医療機関等を受診する際

- 医療機関等において診療を受けようとするときは、資格確認書を窓口で提示してください。

### ○保険適用とならない費用の例

次のような場合は保険の適用外ですので、医療費等は全額自己負担となります。

- 健康診断、人間ドック、予防注射、虫歯の予防処置
- 公務上の傷病又は通勤による傷病(疑いを含む)⇒職場の公務災害担当へ申し出てください。
- 慢性的な肩こり、腰痛等で柔道整復師にかかるときの施術代
- 交通事故など第三者により起こったケガ(保険適用とする場合、当組合へ届出が必要です。)

### ○有効期限を過ぎた資格確認書の取扱い

- 有効期限を過ぎた資格確認書については、ご自身で破棄してください。

### ○マイナ保険証をご利用ください

- 医療機関等では、マイナ保険証(健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカード。以下同じ。)で受診いただくことが基本になりますので、マイナ保険証の登録が完了されていない方は、マイナンバーカードの交付を受け、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから保険証利用登録を行ってください。(既にマイナンバーカードを持っている方も利用登録は必要です。)

### ○注意点

- 資格確認書表面の氏名等に誤りがないことを確認後、裏面の住所欄に住所を自署してください。
- 万が一、資格確認書を紛失(盗難)してしまった場合は、必ず最寄りの警察署に届出てください。
- 資格確認書の有効期限内に組合員又は被扶養者ではなくなったときは、遅滞なく所属所(市長部局にあつては総務事務センター。以下同じ。)を通じて届出をし、**資格確認書を返納してください。**  
なお、当組合の**資格喪失日以降に資格確認書を提示して医療機関等を受診した場合は、当組合が負担した医療費等を返還していただくこととなりますので、くれぐれもご注意ください。**
- 資格確認書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく所属所を通じて届出をし、資格確認書の訂正を受けてください。

## 臓器の提供に関する意思表示について

資格確認書の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。

臓器の提供に関する意思表示について1~3のうち自分の意思に合う番号にひとつだけ○をし、本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。

なお、臓器提供意思表示欄の記入は任意であり、記入を義務付けられるものではありません。

※詳細については、(公社)日本臓器移植ネットワークのホームページをご覧ください。

※意思表示内容が見えないようにするための個人情報保護シールを希望される方は当組合(保健医療係)へご連絡ください。

住所	
備考	
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示を表示することができます。記入する場合は、1、2、3、のいずれかの番号を○で囲んでください。	
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。	
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。	
3. 私は、臓器を提供しません。	
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)	
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】	
〔特記欄〕	
署名年月日:	年 月 日
本人署名(自筆):	家族署名(自筆):